

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ （略）

二 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ～ヘ （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（排他条件付取引）

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

○ 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月11日公正取引委員会事務局，平成29年6月16日改正）（抄）

市場における有力な事業者が、例えば次のように、取引先事業者に対し自己（略）の競争者と取引しないよう拘束する条件を付けて取引する行為、取引先事業者に自己（略）の競争者との取引を拒絶させる行為（略）を行うことにより、市場閉鎖効果が生じる場合には、当該行為は不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定2項（その他の取引拒絶）、11項（排他条件付取引）又は12項（拘束条件付取引））。【流取GL第1部，第2の2(1)イ】

「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、当該市場（制限の対象

となる商品と機能・効用が同様であり、地理的条件、取引先との関係等から相互に競争関係にある商品の市場をいい、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断されるが、必要に応じて供給者にとっての代替性という観点も考慮される。)におけるシェアが20%を超えることが一応の目安となる。【流取G L第1部, 3(4)】

「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。【流取G L第1部, 3(2)ア】